

令和8年度

静岡市北部生涯学習センター × 常葉大学 共催公開講座



常葉大学
TOKOHA UNIV.

国際的視点で見る日本の共同親権

離婚と親子の問題を中心として

全3回

海外諸国では広く取り入れられている
「離婚後共同親権」や、
「親の権利」という考え方が、
日本の法制度にどのような影響を
与えてきたのかを、
具体的な事例を交えながら
分かりやすくご紹介します。
あわせて、「児童の権利条約」が
果たしてきた役割についても、
やさしくひも解いていきます。

講師

教育学部 学校教育課程
准教授 大森 貴弘

第1回

11月11日(水)
15:30～17:00

国際問題と離婚後共同親権

第2回

11月18日(水)
15:30～17:00

憲法上の
親の権利と子の権利

第3回

11月25日(水)
15:30～17:00

児童の権利条約と
共同親権の国際的波及

会場

静岡市北部生涯学習センター
〒420-0871 静岡市葵区昭府2丁目14番1号

受講料

無料

定員

18歳以上
20名

申込方法

受付開始

10月7日(水) 10:00～

定員に達し次第受付終了

電話申込

静岡市北部生涯学習センター

054-271-5111

生涯学習センター HP



URL

https://sgc.shizuokacity.jp/event/detail.php?js_uid=13094#eventDetail

※初回は会員登録が必要となります。

先着順での受付になりますので、定員に達した時点で募集を締め切らせていただきます。

※原則として、ご提供いただいた個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。



公益財団法人
静岡市文化振興財団
Shizuoka City Cultural Promotion Foundation

お問い合わせ先

静岡市北部生涯学習センター

〒420-0871 静岡市葵区昭府2丁目14番1号 TEL: 054-271-5111

国際的視点で見る 日本の共同親権

全3回

講師

教育学部 学校教育課程

准教授

オオモリ タカヒロ
大森 貴弘

第
1
回

国際問題と離婚後共同親権

11月11日(水)
15:30 ~ 17:00

海外諸国では、親子の関係が大切な人権のひとつとして保障されています。本講義では、その考え方や、具体的な制度としての「離婚後共同親権」について、基礎から分かりやすく解説します。

第
2
回

憲法上の親の権利と子の権利

11月18日(水)
15:30 ~ 17:00

日本ではこれまで、「親の権利」が憲法に明確に示されてこなかった背景もあり、人権としての認識があまり広まってきませんでした。近年の裁判例にも触れながら、その考え方の変化について一緒に見ていきます。

第
3
回

児童の権利条約と共同親権の国際的波及

11月25日(水)
15:30 ~ 17:00

ブラジルやアメリカで法制化された離婚後共同親権が、「児童の権利条約」の登場をきっかけに、ヨーロッパ、そして日本へとどのように広がっていったのか、その流れを分かりやすくご紹介します。

申込方法は、チラシ表面をご確認ください。

会場案内

静岡市北部生涯学習センター（指定管理者 公益財団法人静岡市文化振興財団）

〒420-0871 静岡市葵区昭府2丁目14番1号

TEL: 054-271-5111

URL: <https://sgc.shizuokacity.jp/>

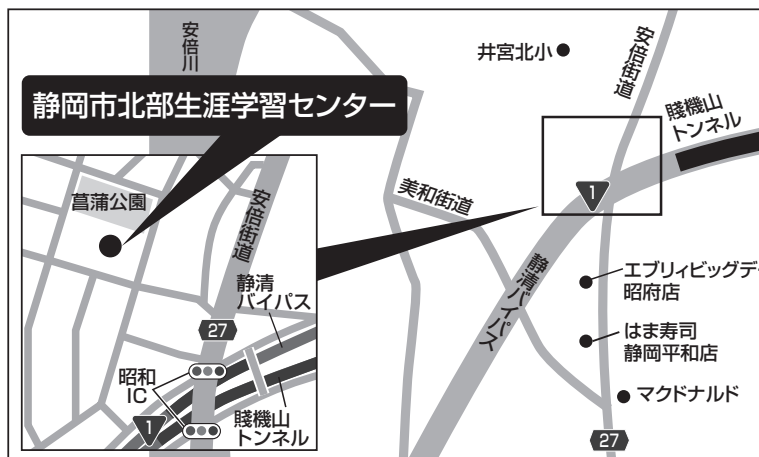
バス

(JR静岡駅北口9番線のりば)

- 安倍線「昭府二丁目」下車 徒歩2分
- 美和大谷線「新伝馬」下車 徒歩10分

駐車場

駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。



常葉大学
TOKOHA UNIV.

常葉大学 地域貢献センター

〒422-8581 静岡市駿河区弥生町6-1

TEL. 054-297-6142

E-mail. community@sz.tokoha-u.ac.jp

